

令和元年度乙種防火管理新規講習会実施要項

富士五湖消防本部

1. 講習の種類

この講習は、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条第1項の規定による防火管理者の資格を取得しようとする者に対し、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）第3条第1項第2号イの規定により消防長が防火管理者の資格を付与するために行う乙種防火管理講習です。

2. 講習の日時

令和2年3月11日（水）

午前9時00分から午後5時00分頃まで

3. 講習会の場所

富士河口湖町船津 1747

富士河口湖町中央公民館 視聴覚室

4. 受講対象

防火対象物において、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的、又は監督的な地位にある者であればどなたでも受講できます。今回は、特定防火対象物（例・劇場、飲食店、店舗、旅館、病院、雑居ビルなど）で、延べ面積300平方メートル未満、非特定対象物（例・共同住宅、学校、工場、事務所、官公庁など）で延べ面積500平方メートル未満の防火管理者の資格を取得できる講習です。この機会に受講して下さい。

5. 受講申請書の受付及び定員

(1) 受付

日 時 令和2年2月3日（月）から7日（金）

受付時間 午前9時から午後4時30分まで

富士五湖消防本部管内に居住又は勤務する方を優先します。

(2) 受付場所

富士吉田市下吉田 6-2-6

富士五湖消防本部 3階小会議室

(3) 定員

40人（定員になり次第締め切ります）

6. 受講申請

(1) 申請書

受講希望者は申込書(印鑑必要)へ受講料2,000円(テキスト代等を含む)を添えて受講票の交付を受けて下さい。代理人による申込みは可能ですが、郵送等による申込はできませんので御了承願います。申込書は富士五湖消防本部予防課及び富士吉田消防署、河口湖消防署に準備している他、富士五湖消防本部ホームページからもダウンロードすることができます。

尚、申請後の受講料は、返却いたしませんのでご了承願います。

(2) 写真

縦4cm・横3cmの大きさで6ヶ月以内に撮影した単身、脱帽、正面上半身で背景のない白黒又はカラー写真1枚(申込書添付用)

7. 講習科目の一部受講免除

下記の資格者を有する方は、一部講習免除が可能ですので資格の免状を添えて申請願います。

| 対象者(有資格者) | 受講免除科目 |
|----------------|-------------|
| 消防設備点検資格者講習終了者 | 防火管理の意義及び制度 |
| 自衛消防業務講習修了者 | |

8. その他

- (1) 講習の際は受講票、筆記用具を持参して下さい。
- (2) テキストは当日お渡しいたします。
- (3) 全課程を修了した者に対して修了証を交付します。
- (4) 駐車場が限られているため乗り合わせの上ご来場下さい。
- (5) その他、不明な点については、富士五湖消防本部予防課にお問い合わせ下さい。

富士五湖消防本部予防課 直通電話 0555-22-4501

乙種防火管理新規講習会時間割表

| 時間 | 講習項目 | 所要時間 |
|-------------|-----------------|------|
| 09:00~09:25 | 受付 | 25分 |
| 09:30~10:30 | 防火管理の意義及び制度等 | 60分 |
| 10:30~12:00 | 火災の知識と危険物の安全管理等 | 90分 |
| 13:00~14:30 | 施設・設備の維持管理 | 60分 |
| 14:30~15:30 | 自衛消防 | 60分 |
| 15:30~16:30 | 防火管理の進め方と消防計画 | 60分 |
| 16:30~17:00 | 効果測定・修了証交付 | 30分 |

